

全日本スキー選手権大会 開催規程

- 第1条 公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「本連盟」という。）定款第4条第5号に基づく、全日本スキー選手権大会は、本規程により開催する。国際スキー・スノーボード連盟（以下「FIS」という。）のポイントレースを兼ねることができる。
- 2 大会名称は、「第○回全日本スキー選手権☆☆大会◇◇◇◇競技種目◆◆◆◆」とし、○は回数、◇◇◇◇は競技名、◆◆◆◆は種目名を記載する。ただし、☆☆は開催地の組織委員会の希望により表記し、表彰状には記載しない。
- 3 全日本スキー選手権に他の大会を兼ねる場合の名称は、「第○回全日本スキー選手権☆☆大会◇◇◇◇競技種目◆◆◆◆兼□□□（他の大会名）」とする。
- 4 全日本スキー選手権に他の大会を続けて開催する場合は、大会名を別々に表記する。
- 5 他の大会に兼ねて全日本スキー選手権の予選会を開催する場合は、「第○回大会□□□□兼全日本スキー選手権大会◇◇◇◇予選会」とする。
- 6 主管は、競技会運営を管轄・管理する団体をいい、加盟団体、所属団体、その他各種団体・企業（以下、「加盟団体等」という。）とする。
- 7 後援は、直接利益を求めない企業、自治体、メディア会社、観光協会、非営利団体等とする。ただし、補助金を拠出する団体を含むものとする。
- 8 特別協賛は、冠スポンサーとし、他のスポンサーは協賛とする。
- 9 その他の選手権は、全日本マスターズスキー選手権大会及び全日本ジュニアスキー選手権大会とする。
- 10 全日本スキー選手権及びその他の選手権は、NTC 競技別強化拠点での開催を推奨する。
- 11 全日本スキー技術選手権大会、全日本スノーボード技術選手権大会、全日本ジュニアスキー技術選手権大会及び全日本マスターズスキー技術選手権大会は教育本部の所管とし、別に定める。

第2条 全日本スキー選手権大会の各競技の参加資格（年齢も含む）は、本連盟スキー競技規則の附則に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日本国籍を有している者及び次の各号に該当する者
- ① 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む）
- ② 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち留学又は家族滞在（中学3年生）に該当していること。
- ③ 過去、前号②に該当していた者。
- (2) 本連盟の会員登録規程に定める登録を完了している者
- (3) 本連盟の競技者登録制度のある種目においては、競技者登録を完了している者

- (4) F I S のポイントレースを兼ねる種目においては F I S 競技者登録を完了している者
- 2 F I S のポイントレースのみに参加する場合は日本国籍を有していなくても参加できる。ただし、F I S 競技者登録を完了していなければならない。この場合においては、全日本スキー選手権大会としての成績順位には関係ないものとする。
- 3 各競技の全日本スキー選手権大会においては、本連盟の公式用品に登録する競技用品を使用しなければならない。登録外の競技用品を使用する際は、ブランドやメーカー名を覆い隠す等のマスキングを行わなければならない。

第3条 全日本スキー選手権大会の開催は、各競技の種目ごとの男女別に理事会の決議により決定する。

2 開催競技の種目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ジャンプ競技の種目
男子：ラージヒル及びノーマルヒル
女子：ラージヒル及びノーマルヒル
- (2) ノルディックコンバインド競技の種目
男子：ノーマルヒルと 10 km F
女子：ノーマルヒルと 5km F
- (3) クロスカントリー競技の種目
女子：①個人スプリント 0.8～1.6K m (CとFを1年おきに)
②10K m (マススタートでCとFを1年おきに)
③15K m (個人スタートでCとFを1年おきに)
④パシュート
⑤30K m (CとFを1年おきに)
⑥リレー3×5K m (1走C、2・3走F)
男子：①個人スプリント 1～1.8K m (CとFを1年おきに)
②10K m (マススタートでCとFを1年おきに)
③15K m (個人スタートでCとFを1年おきに)
④パシュート
⑤50K m (CとFを1年おきに)
⑥リレー4×10K m (1・2走C、3・4走F)
- (4) アルペン競技の種目
男子及び女子：ジャイアントスラローム、スラローム (技術系)
男子及び女子：スーパーG、ダウンヒル (スピード系)、スーパーコンバインド、パラレル
- (5) フリースタイル競技の種目
男子及び女子：モーグル、デュアルモーグル、エアリアル、スキークロス、ハーフパイプ、スロープスタイル、ビッグエア
- (6) スノーボード競技の種目
男子及び女子：スラローム、ジャイアントスラローム、パラレルスラローム、パラレルジャイアントスラローム (アルペン系)
男子及び女子：ハーフパイプ、スノーボードクロス、スロープスタイル、ビッグエア
- (7) スピードスキー競技については、当分の間休止する。
- (8) 全日本マスターズスキー選手権大会の種目
アルペン競技男子、女子ともジャイアントスラローム

クロスカン トリー 競 技 男 子 30 才 ～ 74 才 の 各 組 と も 5 km、75 才 以 上 3 km、
女 子 30 才 ～ 59 才 の 各 組 と も 5 km、60 才 以 上 3 km

3 競 技 種 別 の 新 設 又 は 変 更 は、理 事 会 で 決 定 す る。

た だ し、競 技 開 催 時 に お け る 競 技 規 則 に 基 づ く 変 更 に つ い て は こ の 限 り で
な い。

4 ジュニア選手権については、本規程に準じて開催する。

第 4 条 全日本スキー選手権大会開催中は、本連盟理事会の特別の許可なしに、
どの加盟団体においても同一種目の B 級以上の競技会の開催をしてはなら
ない。また、会期前の 4 日間は競技会開催地及びその付近で行う同一種目の
競技会の開催する場合は、理事会の許可を必要とする。

第 5 条 各種目の出場選手数は、競技本部技術運営部の定めによる。

第 6 条 全日本スキー選手権大会を開催しようとする加盟団体等は、開催を希
望する前年度の申請締切日までに申請書を本連盟へ提出しなければならない
い。

2 申請書には、次の各号に掲げる事項の記入又は書類を添付する。

(1) 競技会開催の予定会期及び場所

(2) 旅行経路

(3) 宿泊施設（ホテル、旅館の数、その他）

(4) 当該競技種目に使用するジャンプ台又は競技コースの本連盟公認証の写し

(5) その他参加者及び本連盟に参考となる事

3 本条第 1 項の申請締切日までにいずれの加盟団体等からも申請書が提出
されない場合、本連盟は加盟団体等に全日本スキー選手権大会の開催を申し
入れることができる。

4 全日本スキー選手権大会の実務については、各加盟団体又は大会組織委員
会に委託するものとする。

第 7 条 全日本スキー選手権大会を主管する加盟団体等は、開催場所としての
コース又はジャンプ台の点検等を行い、本連盟競技本部技術運営部の承認を
必要とする。

2 競技本部技術運営部は、競技会開催予定会期の前年度の同じ時期に現地を
視察しなければならない。

3 視察に要する費用は、主管する（又は主管する見込みの）加盟団体等の負
担とする。ただし、前条第 3 項に基づいて本連盟から開催を申し入れた場合、
当該費用を免除することができる。

第 8 条 全日本スキー選手権大会を主管する加盟団体等は、本連盟が定めた期
限までに競技日程等の本連盟が別途定める要項を各加盟団体に公表しなけれ
ばならない。

第 9 条 全日本スキー選手権大会を主管する加盟団体等は、主管事業の進行状
況について本連盟が求めた場合は適宜報告しなければならない。

第 10 条 競技に使用するコース又はジャンプ台は、本連盟公認のものでなけ
ればならない。

第 11 条 本連盟理事会は、全日本スキー選手権大会のために本連盟スキー競技規則に基づき役員を任命するものとする。

第 12 条 全日本スキー選手権大会では、各種目優勝者にカップ、賞状及びメダル等を、2 位及び 3 位に賞状及びメダル等を、4 位から 6 位までに賞状等を授与する。ただし、全日本マスターズ選手権大会及びジュニア選手権大会は 4 位から 10 位までに賞状等を授与する。

2 リレー種目は、6 位までとする。

3 参加者全員に記念品を贈る場合は、主管する加盟団体等と本連盟が協議し、記念品を決定するものとする。

第 13 条 全日本スキー選手権大会開催経費は、本連盟派遣役員の旅費等を含めて主管する加盟団体等が負担する。ただし、本連盟から、別に定める補助金又は助成金を交付する。

2 スポンサー{ビブ（ゼッケン）スポンサー、バナーズポンサー等の協賛スポンサーを含む、以下同じ}及びテレビ、ラジオ等の放送に係わる権利（制作、放送、放映等）の交渉については、本連盟、主管する加盟団体等及び大会組織委員会が共同して当たるものとし、交渉先の適否及び交渉条件について、マーケティング広報委員会の事前確認を受けるものとする。

3 全日本スキー選手権大会に冠スポンサーを付ける場合は、本連盟理事会において決定する。

第 14 条 参加料は、主管する加盟団体等と本連盟が協議の上、決定し、要項に記載する。

2 主管する加盟団体等は、参加選手の申込みのときに参加料を収受する。

3 大会組織委員会は、各競技会場の入場券売上げ、参加料の収入を経費に充て、残金は大会組織委員会が保有し、スキー発展のために使用することができる。

4 スポンサー料については、20%を本連盟へ納入しなければならない。

5 放送権料については、全額を本連盟へ納入しなければならない。

6 前 2 項に関わらず、主管する加盟団体等が自ら募集したスポンサー料又は放送権料については本連盟への納入は不要とし、本条第 4 項に準じて取り扱うものとする。

第 15 条 主管する加盟団体等は、競技終了後、直ちに公式報告書、各種目の成績表 3 部及び収支決算書 1 部を本連盟に提出しなければならない。

第 16 条 全日本スキー選手権大会の技術的な規定は、本連盟スキー競技規則による。

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

平成 30 年 4 月 20 日 改正

平成 30 年 7 月 6 日 改正

令和 2 年	2 月 7 日	改正
令和 2 年	7 月 8 日	改正
令和 3 年	7 月 7 日	改正
令和 3 年	12 月 21 日	改正
令和 5 年	4 月 20 日	改正
令和 5 年	9 月 29 日	改定
令和 8 年	7 月 16 日	改正、令和 8 年 8 月 1 日 施行